



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

自主規制規則の見直しに関する 検討結果等について

2025年12月16日
日本証券業協会

自主規制規則の定期見直しの検討結果等について



- 本協会では、本年4月16日から5月15日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、2件の提案が寄せられた。

提案事項 1

「国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止」の廃止

提案の具体的な内容

- 「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」第9条「新規公開以外の国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止」の廃止

提案事項 2

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第8条（顧客からの確認書の徴求）の特例規定である第9条の対象範囲拡大

提案の具体的な内容

- 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第9条の特例は、特別会員が登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為をいう。以下同じ。）を行っている場合において、会員又は特別会員のいずれか一方の協会員が確認書の徴求等を行ったときは、他の協会員は確認書の徴求等を要しないこととするものであるが、特別会員が行う行為が登録金融機関金融商品仲介行為に該当しない場合であっても、当該特別会員が会員の委託を受けて当該会員のために仲介行為を行っているときは、本特例を適用可能とする。

- 提案の内容を踏まえ、本年7月15日に「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」を公表し、本計画に基づき検討を行った。検討結果は次のとおりである。

自主規制規則の定期見直しの検討結果等について



1. エクイティ分科会所管検討事項

提案事項 1

「国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止」の廃止（「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」）

検討結果：検討中

- 「引受けに関するワーキング・グループ」において議論を行い、「国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止」の廃止の方向性について合意を得た。引き続き、同ワーキング・グループにおいて規則改正案を検討する。
- また、プレ・ヒアリングにおける証券会社の社内手続き、プレ・ヒアリングの対象となる者の情報管理体制、募集が中止される場合に考えられる取扱いなどのプレ・ヒアリングにおける基本的な取扱いや考え方に関し、ガイドラインを制定することについて、引き続き、同ワーキング・グループにおいて検討を行う。

2. 自主規制企画分科会所管検討事項

提案事項 2

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第8条（顧客からの確認書の徴求）の特例規定である第9条の対象範囲拡大

検討結果：検討済

- 「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において議論を行った結果、本年11月5日に「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を改正した。

〈規則改正の概要〉

協会員が、第7条第1項の信用取引又は第8条第1項から第5項までの契約に関し、他の協会員に委託を行っている場合、いずれか一の協会員が意向の確認又は確認書の徴求（以下「意向の確認等」という。）を行ったときは、他の協会員は、意向の確認等を要しないこととする。